

- 本庄都市計画公園の事業認可（公園スタジアム課）
- 令和5年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借に関する入札公告（ICT教育推進課）
- 県道所沢青梅線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 一般国道140号の道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 県道越生長沢線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道越生長沢線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道鷲宮停車場線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道鷲宮停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第四百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 4,936台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年12月1日（金）から令和10年11月30日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 内野 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月16日（火）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月15日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月16日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和5年5月16日（火）午後1時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年4月26日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年4月25日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 4,936 personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., May 16, 2023

By registered mail: 5:00 p.m., May 15 2023

In person: 10:00 a.m., May 16 2023

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告 示

埼玉県告示第四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座野火止店

埼玉県新座市野火止一丁目千百番四十八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための車両誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

イ 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

ウ 新座市の基準では、延床面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、延床面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。計画台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施行願います。また、各駐車場駐車スペースが確認できるように路面上に標示してください。

エ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じた交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。また、スクールゾーンの規制時間帯における車両の通行が生じな

いよう万全を期してください。

オ 市道第百十一号線（こもれび通り）について、市道第五号線（水道道路）と同様、空地を設けるなど、出入りする自転車等への安全対策を十分に図ってください。また、車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。さらに、車両の出入りに伴う出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

カ 交通規制標識等の移設が生じる場合は、新座警察署交通課交通規制係と協議を行ってください。

キ 交通事故・交通渋滞が生じないようにしてください。

ク 従前の意見書を踏まえ交通安全上必要となる対策を行ってください。

(2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合は、指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知していただき。なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい

場所に設置してください。

(3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(4) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第4条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座野火止店

埼玉県新座市野火止一丁目千百番四十八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 貴店の出店に際し、これから共に新座市の商業を盛り上げるパートナーとしての活動に期待します。ついては、地域商業活性化の中心的担い手である新座市商工会にご加入いただき、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたいと存じます。なお、このことについては新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売業者事業者等による地域の活性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店・チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」でもお願いしているところですので。

(2) 万一、貴店のご都合で当該地域からの退店や撤退が決まった場合には、地域住民の利便性悪化を最小限にとどめる為、早期に情報提供をお願いします。

(3) 魅力ある店舗づくりを進めている貴店に対しては、周辺の学校等から多数の児童生徒等の来店も予想されます。ついては、万引きその他の非行防止活動を推進している埼玉県販売防犯連絡協議会（事務局・埼玉県警察本部少年課）傘下の新座市販売防犯連絡協議会にもご加入頂き、新座市内の販売店における青少年の健全育成の一翼を担っていただきたく存じます。

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ本庄店

埼玉県本庄市小島字三杵山十七番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ上尾店

埼玉県上尾市大字久保字芝通六十九番二 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番四十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ川口青木店

埼玉県川口市青木三丁目七百九十五番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ川口青木店

埼玉県川口市青木三丁目七百九十五番 外

（変更後）ケーズデンキ川口青木店

埼玉県川口市青木三丁目七百九十五番 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ北本店

埼玉県北本市深井四丁目五十四番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ北本店

埼玉県北本市深井四丁目五十四番 外

（変更後）ケーズデンキ北本店

埼玉県北本市深井四丁目五十四番 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ越谷店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市藤沢二丁目九番一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ所沢店

埼玉県所沢市若松町八百九番二 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年八月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ八潮店

埼玉県八潮市大瀬二丁目三番地一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ八潮店

埼玉県八潮市大瀬二丁目三番地一 外

（変更後）ケーズデンキ八潮店

埼玉県八潮市大瀬二丁目三番地一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

ハ 変更年月日

令和四年十二月二十三日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十三日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計六十一者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都豊島区南池袋一丁目十八番二十一号 外 計六十一者

ハ 変更年月日

令和五年二月一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番一号 外 計 四十者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番一号 外 計 三十八者

ハ 変更年月日

令和四年八月九日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計二者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百六者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百六者

ハ 変更年月日

令和四年十二月三十一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計二者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百四十

六者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百四十二者

ハ 変更年月日

令和四年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武飯能^ペ。

埼玉県飯能市仲町十一―二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西武プロパティーズ 代表取締役 上野彰久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計三十三者

（変更後）株式会社西武プロパティーズ 代表取締役 齋藤朝秀

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計二十六者

ハ 変更年月日

令和四年十月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地、二丁目三十四番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十六者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十五者

ハ 変更年月日

令和四年十月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武入間ペペ

埼玉県入間市河原町二―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十四者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計二十二者

ハ 変更年月日

令和五年二月一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月二十日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ＳＰ共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社パルコ 代表取締役 牧山浩三

東京都豊島区南池袋一丁目二十八番二号 外 計十者

（変更後）株式会社パルコ 代表取締役 川瀬賢二

東京都豊島区南池袋一丁目二十八番二号 外 計十者

ハ 変更年月日

令和五年三月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二十日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	田 中 久 雄	埼玉県鴻巣市屈巢三千五百十二番地

告示

埼玉県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、入西北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	大山 邦行	埼玉県坂戸市大字北浅羽百九十九番地
同	新井 雅之	同 同 六百七十三番地
同	宇津木 勝久	同 同 百三十二番地の二
同	森相 優	同 同 二百三十八番地
同	中村 一良	同 同 大字今西百四十六番地一
同	大山 正廣	同 同 東坂戸一丁目三番二百六号
同	中島 延郎	同 同 大字沢木三百九十番地
同	松本 薫	同 同 四百二十六番地三
同	松本 均	同 同 三百九十七番地
同	渡邊 佐京	同 同 大字東和田百九十四番地一
同	細野 弘昭	同 同 大字新ヶ谷五十二番地
同	金子 映	同 同 大字戸口四百五十六番地
同	森田 文明	同 同 四百十五番地
同	金子 福壽	同 同 四百二十六番地
同	三田 利昭	同 同 四百三十五番地
同	小川 晴子	同 同 大字竹之内二百番地
同	田口 豊	同 同 東松山市大字田木二百六十四番地
同	三田 勉	同 同 坂戸市大字戸口四百七十一番地の三
同	三田 常雄	同 同 大字東和田百七十五番地の一
同	榎嶋 常雄	同 同 大字東和田百七十五番地の一
同	金子 藤雄	同 同 大字戸口七百九十七番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	森田 精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	加藤 正勝	同 同 四百十六番地の一
同	石川 昇	同 同 大字北浅羽百五十八番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
比留間	森田	渡邊	田口	山崎	奥田	森相	栞嶋	中島	高橋	大山	大室	大山	福田	金子	松本		
洋	明文	佐京	豊	義	操	優	雄	英生	秀雄	邦行	正実	正廣	正明	福壽	均		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	坂戸市大字東和田百九十四番地一	東松山市大字田木二百六十四番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大字長岡八十一番地	大字戸口四百十五番地			大字戸口四百三十九番地の二	大字沢木三百八十六番地	北浅羽二百三十八番地	大字東和田百七十五番地の一	大字沢木九番地一	同	大字北浅羽百九十九番地	大字今西百二十三番地一	東坂戸一丁目三番二〇六号	大字新ヶ谷三十三番地	大字戸口四百二十六番地	大字沢木三百九十七番地		

告示

埼玉県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住所
理事	吉田 稔	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地	
同	大岡 博	同 百六十九番地	
同	内田 一夫	飯塚九百四十四番地	
同	岩崎 亘夫	同 四百二十四番地	
同	小林 徳司	市ノ坪七十五番地二	
同	吉場 正司	飯塚千八百一番地	
同	栗原 貞夫	上江袋七百四十三番地二	
同	荻原 兼行	永井太田千二百六十六番地	
同	堀口 明	弥藤吾二千四百二十一番地	
同	福島 貞子	飯塚千五百七十八番地	
同	細田 文男	弥藤吾二千三十番	
同	高柳 功	男沼二百二番地	
同	長島 正明	上江袋二百八十一番地	
同	小川 隆	原井九十六番地	
同	坂本 隆	上江袋千三百十九番地	
同	小沼 浩之	下増田七十九番地	
同	塚田 峰夫	西野三百六十八番地一	
同	鈴木 幹雄	同 飯塚八百八十五番地	
同	田沼 寛央	同 永井太田四百十六番地	
同	大澤 幸夫	同 深谷市堀米五百七十七番地	
同	川田 千枝美	同 熊谷市弥藤吾千三百六十二番地二	
同	森 恵子	同 八木田二百八十二番地五	
同	井田 勇	同 深谷市上柴町東二丁目九番地十六	
同	川田 光治	同 熊谷市上江袋千三百四十二番地	
同	内田 克彦	同 八木田二十番地三	

職名	氏名	住所
理事	吉田 稔	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	内田 一夫	同 飯塚九百四十四番地
同	岩崎 亘夫	同 同 四百二十四番地
同	堀口 明夫	同 弥藤吾二千四百二十一番地
同	田野 雅己	同 男沼二十番地一
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 宏治	同 飯塚八百十一番地
同	馬場 初男	同 上江袋九百七十二番地
同	長島 正明	同 同 二百八十一番地
同	長谷川 忠一	同 弥藤吾千八百一番地
同	坂本 隆	同 上江袋千三百十九番地
同	福島 貞夫	同 飯塚千五百九十一番地
同	小林 徳司	同 市ノ坪七十五番地二
同	吉田 卓司	同 原井百二番地
同	宮澤 貞雄	同 永井太田千二十二番地
同	大澤 茂雄	同 深谷市堀米百九十九番地一
監事	川田 光治	同 熊谷市上江袋千三百四十二番地
同	田沼 寛央	同 永井太田四百十六番地
同	井田 勇	同 深谷市上柴町東二丁目九番地十六

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年三月三十日認可した。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

中島用悪水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第四百三十六号

令和四年埼玉県告示第千三十九号で公示した基本測量は、令和五年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ計測、航空レーザ測深、数値図化）

三 作業地域

高麗川

四 作業期間

令和五年三月二十日から令和五年九月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測深、空中写真測量、数値図化）

三 作業地域

一級河川荒川水系高麗川（日高市栗坪 外）

四 作業期間

令和五年三月二十日から令和五年九月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第四百三十九号

令和五年埼玉県告示第六十四号で公示した公共測量は、令和五年三月十四日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四十号

令和四年埼玉県告示第千三百二十五号で公示した公共測量は、令和五年三月十五日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画公園

五・五・〇二号 本庄総合公園

三 事業施行期間

令和五年四月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県本庄市大字北堀字東本庄及び村東及び諏訪台並びに大字栗崎字東及び東河原地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和5年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借 2,870台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年10月1日（日）から令和10年9月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 鯉沼 電話048-830-7555（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月10日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月10日（水）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和5年5月10日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年4月25日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年4月11日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 5th year Saitama Prefectural school instructor terminal rental etc.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. May 10, 2023, By mail; 5:00 p.m. May 9, 2023, In person; 10:30 a.m. May 10, 2023.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-7555.

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市北野南一丁目一番四地先 から同市北野南一丁目一番五地 先まで		区 間
一〇・七九 一二・三八	八・一五 八・四五	敷地の幅員 (メートル)
三四・二〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年四月七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

一般国道 百四十号

秩父郡皆野町大字皆野字大塚一四五番一地先から

秩父市蒔田字高橋二五七六番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日 令和五年四月八日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越生長沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間郡越生町大字津久根字八ツ山 二二〇番一地从先から同郡同町大字 小杉字太梅三番六地先まで		区 間
一一・〇〇〇 一三・七〇	六・二〇〇 一一・七五	敷地の幅員 (メートル)
一三〇・六〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

<p>路 線 名</p>	<p>越生長沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡越生町大字津久根字八ツ山二二〇番 一地先から同郡同町大字小杉字太梅三番六 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年四月七日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一三〇・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>勅使河原本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字金久保九五二番一 地先から同郡同町大字神保原町字和 尚八七三番五地先まで（ただし、関係 図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年二月六日付け埼 玉県本庄県土整備事務所長告 示第十二号で告示した道路予 定区域の一部供用開始である。 延長一、〇四六・四〇メートル</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宮停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市鷺宮四丁目二六二二番二地先 から同市鷺宮四丁目二六二三番三地	区 間
一七・一九	一三・一一	敷地の幅員 (メートル)
一七・一九	七・九〇〇	延長 (メートル)
一七・一九	三三・八五	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>鷺宮停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市鷺宮四丁目二六二三番二地先から同市鷺宮四丁目二六二三番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年四月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年四月七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三三・八五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年四月七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年四月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和五年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和五年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他